

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

文科省 「特別支援学校設置基準」を制定 10年余にわたる運動の大きな成果

9月24日、文科省は特別支援学校の教育環境改善のため、特別支援学校を設置するための最低限の基準である「設置基準」(以下、設置基準)を初めて制定し、都道府県知事などに「特別支援学校設置基準の公布等について(通知)」(以下、「通知」)を发出しました。10年余にわたり設置基準策定を求めてとりくんできた全国の父母、保護者、教職員、関係者の運動が実を結び、これまでなかった1つの省令を誕生させました。

障害児学校にだけなかった設置基準

学校教育法第3条では、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定めています。しかし、障害児学校だけには、校舎や運動場の面積、校舎に備えるべき施設など、学校を設置するのに必要な最低限の基準を示す設置基準がこれまで策定されていませんでした。そのため、特別支援学

省令制定につながった「運動」

全教(全日本教職員組合)は、2011年11月、保護者とともに「障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会」(以下、「めざす会」)を立ち上げ、2012年以降、57万人分の署名を国会に提出してきました。「大阪の障害児教育をよくする会」も父母とともに毎年運動をすすめてきました。また、2019年までの国会では、「めざす会」が要請した議員

改善を求めさらなる運動を

文科省は、今回の「通知」で「慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善すること」を制定の趣旨として明記しています。しかし、制定された設置基準には、児童・生徒数の上限、特別教室などの施設の明記、通学時間の上限、既存校への速やかな適用などは定められず、あまりにも不十分です。その一方で、5月26日に公表された文科省の「特別支援学校設置基準(案)」には、市民からの1606件にも及ぶパブリックコメントが寄せられ、当初の(案)からの改善箇所も見られます。今回の成果に確信をもちながら、実効ある基準とするためにさらなる運動が求められます。

パブコメが 生み出した改善点 (一部掲載)

一学級の幼児、児童又は生徒の数

「重複障害児学級は単一障害の幼児、児童又は生徒より手厚い支援を要する場合が多く見られます」という文科省の見解が記述された。(パブコメ結果)

既存校の教室不足の解消について

「通知」の中で、「特別支援学校における教室不足の解消について」という項立てがされ、各自治体等に教室不足解消のための「集中取組計画」の策定を2021年度末の期限で行うことや、その「集中取組計画」の着実な実施の要請が記述された。

寄宿舎について

設置基準に寄宿舎の設置は規定されなかったが、「学校教育法等に基づき適切に対応すべきもの」と文科省の見解が記述された。(パブコメ結果)



「設置基準」「通知」「パブコメ」等は、
大障教HP (QRコード) を参照ください

書記局の NEWS

新型コロナウイルス「第6波」を起こさせないためには、感染が集中するスポットでの集中的なワクチン接種と大規模検査を行い、感染伝播の鎖を断ち、医療・保健所体制の強化が求められます。特に新規感染者の割合が高い大阪府でのとりくみが重要です。ところが、維新府市政は「府が司令塔になり、市はその中に入っていく」というように制度構築(吉村知事)し、大阪府はコロナ対策を府に丸投げし、まともなとりくみをしていません。これをあらためさせ、大阪府に命と健康、暮らしの守り手としての役割を果たさせることが求められています。

大阪市の保健所では、職員の4割が過労死ラインを超える残業をするなど懸命の努力がされてきました。しかし、市の想定を超える新規感染者でパンクし、体制の強化が大きな課題となってきました。

東京都墨田区はコロナ前には保健所の感染症担当職員は10人でしたが、2020年4月から順次増員して100人に拡大されました。

墨田区の人口は27万人で、大阪市の人口275万人に換算すると1000人規模で業務を担っていることとなります。対して大阪府は200人体制で、墨田区と比べ少なさは歴然です。

専門家からは「大阪府の対応が後手後手になると、濃厚接触者を追いきれなくなって感染拡大が進み、府内の他の市町村にも影響する。大都市の保健所の体制見直しや負担軽減が急務」と指摘されています。

大阪府はもう一つ、大阪府としても「第6波」を起こさないための対策に全力をあげると同時に、「第6波」が起きた場合の備えをしつかり行うよう、他都市の取り組みに学び、コロナ対策を抜本的に強化すべきです。

大障教定期大会 発言ダイジェスト (その2)

組合は元気とパワーをもらえる場所

青年部 奥代議員



コロナ禍のもと、教育活動に大きく制限を受けた状況で、

昨年度から支援学校の教員生活がスタートしました。2年目を迎えてもなお、新型コロナウイルスの終息は見えません。初任者研修もほとんど動画視聴に変更され、初任者同士のつながりが持ちにくくなっています。同じ学校内でも未だにマスクを外した顔を知らない同

僚もおり、打ち上げに行きたくても行けないものかしきもありません。青年部でもスポーツ大会などは中止を余儀なくされ、対面の青年部委員会も開催されていません。しかし、ZOOMなどを使用しオンラインなどで、教研や青年部委員会を

開催することで、コロナ禍であっても、交流が持てるようになりました。私ほどなにに疲れていても、組合活動に参加し話すことで元気とパワーをもらっています。「月曜日から頑張ろう」と思えるのです。青年教職員から「職場で悩みを抱えているけれどもなかなか打ち明け場所がない」「コロナで話

ができる場所がなくなっている」という声を聴きます。コロナ禍で人と人との関係、つながりが持ちにくくなっている今だからこそ、組合としての存在価値が問われているのだと思います。青年部でも「どうしたら交流ができ、つながることができるか」を試行錯誤していきます。

大会役員のみなさんお疲れ様でした!



富田林支援分会 竹内代議員



南視覚支援分会 堀部代議員



藤井寺支援分会 東代議員



茨木支援分会 村井代議員



堺町支援分会 玉城代議員



枚方支援分会 松藤代議員

書記

寄宿舎の教育的意義の理解を広げたい

寄宿舎教員部 白木代議員

現在、北視覚、南視覚、中央聴覚の寄宿舎設置3校に栄養職員は2名の配置で、フルタイムの栄養士1名が北視覚・南視覚の2校を掛け持ちし、週29時間の栄養士1名が中央聴覚に配置されています。南視覚は直営、北は民間業者、中央聴覚では学校給食は民間業者、寄宿舎食は直営と3校

ともバラバラな状態です。1校でもハードな業務であるにもかかわらず、2校を1名でまわすという異常な状態です。中央聴覚ではフルタイムの栄養職員が配置されていないことも問題です。寄宿舎生のいのちの安全を守るためには、本来各寄宿舎に1名ずつ栄養職員を配置するべきであり、その増員を要求します。

市立特別支援学校の府移管後、寄宿舎の入舎条件では、通学保障が強調され、これまでに寄宿舎を利用してきていた児童・生徒が寄宿舎を利用してき

全教障教部文科省要請報告より

「学校教育法施行規則」一部改正の動き

8月18日、全日本教職員組合障害児教育部（全教障教部）は、障害の重い子の指導體制改善等を求める文科省要請をおこないました。「医療的ケアを必要とする児童生徒について、手厚い指導體制がとれるような制度を整えてください」という全教の要請に対して、特別支援教育課課長補佐は、「『医療的ケア児およびその家族に対する支援法』が施行され、国と地方公共団体に体制の拡充が求められている。学校の医ケアの環境整備の充実を図っていくために、登下校時の送迎車両に同乗する看護師を含め、自治体による看護師配置への支援を検討している。看護職員などを学校教育法施行規則の改正を図って位置付けることで配置の促進にとりくんでいる」と回答しました。また、初等中等局財務課定数企画係長は、「外部の医療職員を入れて対応をする際、教員定数を削っていくという話にはならないだろう。ただし一般論として追加で何かをやるのであれば既存の体制の見直しは必要になる」と回答しました。

「学校教育法施行規則」一部改正（8月23日公布）は、第204通常国会で議員立法された、「医療的ケア児及びその家族に関する支援法」が9月18日に施行されることに伴っておこなわれました。医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員についての2項目が特別支援学校にも準用されます。これらに関わる今後の動きに注視していく必要があります。



※詳細については、大障教HP (QRコード) を参照ください。